令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

交付対象経費（地方単独事業費）	
国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	408,155
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	994,000
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	35,500
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	240,000
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	40,311
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	0

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	0
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	695,184
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	24,828
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	–
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	–
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–
今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	230,350
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	173,796
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	6,207
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	240,000
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	40,311
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–
配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	230,350
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	868,980
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	31,035
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	240,000
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	40,311
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–
配分予定額計	1,410,676
移替先	総務省

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年11月通知分）	230,350
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和5年11月通知分）	695,184
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年1月通知分）	173,796
小計 交付限度額②	868,980
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和5年11月通知分）	24,828
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年1月通知分）	6,207
小計 交付限度額③	31,035
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和5年12月通知分）	1,041,500
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和5年12月通知分）	79,471
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和●年●月通知分）	–
自動計算分	–
手動入力分	–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額） 小計：自動計算分＋手動入力分 （交付限度額①を上限とする）	–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額）	–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額）	–
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費） 交付限度額④に係る希望額）	801,500
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費） 交付限度額⑤に係る希望額）	39,160
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付支援サービス分 交付限度額⑥に係る希望額）	–
交付限度額計	2,251,336

区分	事業	No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	B3 国のR5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	B4 国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP，広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
												合計	1,719,152	1,717,966	408,155	994,000	35,500	240,000	40,311	0	1,186												
差押禁止法の対象範囲	住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	1	R5_補正	推奨事業・低所得	○	○	○	物価高騰対応低所得世帯重点支援給付金給付事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		1,038,289	1,038,289	8,789	994,000	35,500	0	0	0	0	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯　14200世帯×70千円 事務費　44289千円 事務費の内容　[需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料　人件費　として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 （14200世帯）	–	○	–	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
差押禁止法の対象範囲	住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応低所得・子育て世帯重点支援給付金事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		140,156	140,156	0	0	0	120,000	20,156	0	0	①物価高が続く中で住民税均等割のみ課税世帯等への支援を行う。 ②住民税均等割のみ課税世帯等への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯等　1,200世帯×100千円 事務費　20,156千円 事務費の内容　[需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料　人件費　として支出] ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯等 （1,200世帯）	–	○	–	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
差押禁止法の対象範囲	こども加算（一体給付）	3	R5_予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応低所得・子育て世帯重点支援給付金事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		140,155	140,155	0	0	0	120,000	20,155	0	0	①物価高が続く中で子育てをしている低所得世帯への支援を行う。 ②子育てをしている低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯の子供の人数　2,000人×50千円、R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯の子供の人数　400人×50千円 事務費　20,155千円 事務費の内容　[需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料　人件費　として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯の子供の人数 （2,000人）、R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯の子供の人数 （400人）	–	○	–	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
※事務連絡参照	新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	4											0	0	0	0	0			0													
※事務連絡参照	調整給付（一体給付）	5											0	0	0	0	0			0													
※事務連絡参照	給付支援サービス（一体給付）	6											0	0	0	0	0	0	0														
※事務連絡参照	住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費	7											0	0				0	0	0	0												
※事務連絡参照	一体給付に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	8											0	0	0	0	0			0	0												
対象範囲外	住民税均等割非課税世帯等への支援分の事業費（上乗せ2・推奨分）	9											0	0		0	0			0													
		10	R5_補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営事業（賄材料費物価高騰分）（さくら保育園分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		450	450	450						0	①物価高が続く中で、公立保育園の給食食材高騰分に交付金を充当し、給食費の値上げを行わないことにより、子育て世帯（保護者）の負担増大を防ぐ。 ②賄材料費のうち物価高騰相当分（園児分に限る） ③500円（給食費単価5,000円×物価上昇率10%）×75人×12月＝450,000円 ④公立保育園に通う園児の保護者	–	–	–	R5.4	R6.3	園児75人全ての保護者の給食費負担の増大を防ぐ。	ホームページ	給食			R5当初（地）
		11	R5_補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営事業（賄材料費物価高騰分）（すみれ保育園・のぞみ園分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		510	510	510						0	①物価高が続く中で、公立保育園の給食食材高騰分に交付金を充当し、給食費の値上げを行わないことにより、子育て世帯（保護者）の負担増大を防ぐ。 ②賄材料費のうち物価高騰相当分（園児分に限る） ③さくら保育園分　500円（給食費単価5,000円/月×物価上昇率10%）×75人×12月＝450,000円 のぞみ園分　25円（給食費単価250円/日×物価上昇率10%）×10人×237日＝59,250円 ④公立保育園に通う園児の保護者	–	–	–	R5.4	R6.3	園児85人全ての保護者の給食費負担の増大を防ぐ。	ホームページ	給食			R5当初（地）
		12	R5_補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営事業（賄材料費物価高騰分）（ひまわり保育園分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		570	570	570						0	①物価高が続く中で、公立保育園の給食食材高騰分に交付金を充当し、給食費の値上げを行わないことにより、子育て世帯（保護者）の負担増大を防ぐ。 ②賄材料費のうち物価高騰相当分（園児分に限る） ③500円（給食費単価5,000円×物価上昇率10%）×95人×12月＝570,000円 ④公立保育園に通う園児の保護者	–	–	–	R5.4	R6.3	園児95人全ての保護者の給食費負担の増大を防ぐ。	ホームページ	給食			R5当初（地）
		13	R5_補正	推奨事業	○	○	○	保育所運営事業（賄材料費物価高騰分）（中央保育園分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		540	540	540						0	①物価高が続く中で、公立保育園の給食食材高騰分に交付金を充当し、給食費の値上げを行わないことにより、子育て世帯（保護者）の負担増大を防ぐ。 ②賄材料費のうち物価高騰相当分（園児分に限る） ③500円（給食費単価5,000円×物価上昇率10%）×90人×12月＝540,000円 ④公立保育園に通う園児の保護者	–	–	–	R5.4	R6.3	園児90人全ての保護者の給食費負担の増大を防ぐ。	ホームページ	給食			R5当初（地）
		14	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食運営事業（賄材料費物価高騰分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		51,261	51,261	51,261						0	①物価高が続く中で、公立小・中学校の給食食材高騰分に交付金を充当し、給食費の値上げを行わないことにより、子育て世帯（保護者）の負担増大を防ぐ。 ②賄材料費のうち物価高騰相当分（児童・生徒分に限る） ③小学校児童分　25円×6,718人×188回＝31,574,600円 中学校生徒分　30円×3,547人×185回＝19,685,850円 ④公立小・中学校に通う児童・生徒の保護者	–	–	–	R5.4	R6.3	児童・生徒10,265人全ての保護者の給食費負担の増大を防ぐ。	ホームページ	給食			R5当初（地）
		15	R5_補正	推奨事業	○	○	○	交通事業者事業継続支援事業（バス・タクシー事業者支援）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援		5,222	5,222	5,222						0	①支援金を支給することで、燃料費高騰等の影響を受ける交通事業者の事業継続を支援する。 ②事業継続のために必要な経費 ③バス事業者（3社） ・車両台数56台×補助単価51千円×係数1.0＝2,856千円 ※上限額1,000千円 ・車両台数9台×補助単価51千円×係数1.0＝459千円 ・車両台数2台×補助単価51千円×係数0.5＝51千円 ※ 上限額は1社につき100万円 補正係数は運行距離が 10Km以上は1.0、それ以外は0.5 タクシー事業者（7社） ・車両台数116台×補助単価32千円＝3,712千円 ④市内を運行するバス事業者　3社 市内に営業所を持つタクシー事業者　7社	○	–	–	R5.7	R6.3	支援金を支給することで、市民生活に必要不可欠な地域公共交通のサービスの質を維持することができる。 対象事業者：10事業者（バス事業者3、タクシー事業者7）	対象の運行事業者に通知文を郵送、市ホームページ	運輸交通・物流・観光事業者			R5補正（地）

Ｎｏ	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正予算分 （交付限度額①） （推奨事業メニュー分）	B2 国のR5補正予算分 （交付限度額②） （低所得世帯支援枠分） 給付費	B2 国のR5補正予算分 （交付限度額③） （低所得世帯支援枠分） 事務費	B3 国のR5予備費 （交付限度額④） （給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費	B3 国のR5予備費 （交付限度額⑤） （給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費	B4 国のR5予備費 （交付限度額⑥） （給付支援サービス分）	C その他 （一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP,広報紙など）	備考1 （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
16	R5_補正	推奨事業	○	○	○	体育施設管理事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」である体育施設等の物価高騰分に対応する支援であるため。	16,228	16,228	16,228						0	①物価高騰の影響を受けている体育施設等を運営する事業者に対し、光熱費の高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供が行えるよう支援する。 ②給付金 ③令和4年度と令和3年度の光熱費の実績額の差額を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 総合運動公園等電気料金分 13,322,085円-9,353,992円＝3,968,093円→3,968,000円 総合運動公園等ガス料金分 3,998,987円-2,177,838円＝1,821,149円→1,821,000円 体育施設等電気料金分 38,046,284円-27,607,110円＝10,439,174円→10,439,000円 ④市の体育施設管理事業者 総合運動公園等（2施設）：総合運動公園、青葉公園 体育施設等（11施設）：菖蒲温水プール、鷲宮温水プール、鷲宮体育センター、鷲宮運動広場、南栗橋スポーツ広場、栗橋B&G海洋センター、森下緑地グラウンド、ふれあい広場、南栗橋近隣公園テニスコート、沼井公園テニスコート、寺田緑地グラウンド	○	－	－	R5.7	R6.3	物価高騰の影響を受けている体育施設等の施設管理事業者に対し給付金を給付することで、事業の継続及び経営の安定を図る。 対象事業者：2事業者（13施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
17	R5_補正	推奨事業	○	○	○	地域活動支援センター事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		35	35	35						0	①物価高騰の影響を受けている施設運営事業者の負担を軽減するため給付金を給付する。 ②給付金 ③令和4年度と令和3年度の光熱費の実績額の差額を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 電気代：120,439円（R4）-90,838円（R3）＝29,601円≒30,000円 ガス代：23,406円（R4）-18,657円（R3）＝4,749円≒5,000円 ④市で委託している地域生活支援センターⅢ型	○	－	－	R5.7	R6.3	施設で使用する電気及びガスの料金高騰対応分として、給付金を給付することにより、障がい者支援施設の経済的な負担軽減につなげる。 対象事業者：1事業者（1施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	障害福祉サービス事業所・施設等			R5補正（地）
18	R5_補正	推奨事業	○	○	○	障がい者施設運営事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」である障がい者施設の物価高騰分に対応する支援であるため。	732	732	732						0	①物価高騰の影響を受けている施設運営事業者の負担を軽減するため給付金を給付する。 ②給付金 ③令和4年度と令和3年度の光熱費の実績額の差額を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 久喜市いちょうの木　488,000円 電気代：2,218,192円（R4）-1,828,248円（R3）≒389,000円 ガス代：1,265,028円（R4）-1,165,616円（R3）≒99,000円 久喜市あゆみの郷　105,000円 電気代：1,051,931円（R4）-948,865円（R3）≒103,000円 ガス代：26,068円（R4）-23,181円（R3）≒2,000円 久喜市ゆう・あい139,000円 電気代：948,108円（R4）-808,795円（R3）≒139,000円 ガス代：60,159円（R4）-60,445円（R3）＝-286円→0円 ④市の施設管理事業者（3施設）	○	－	－	R5.7	R6.3	施設で使用する電気及びガスの料金高騰対応分として、給付金を給付することにより、施設管理事業者の経済的な負担軽減につなげる。 対象事業者：1事業者	対象事業者に周知、市ホームページ	障害福祉サービス事業所・施設等			R5補正（地）
19	R5_補正	推奨事業	○	○	○	高齢者福祉センター委託事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		899	899	899						0	①エネルギー価格高騰の影響を受けている高齢者福祉センターを運営する事業者に対し、光熱費の高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②給付金 ③令和3年度と令和4年度における光熱費の実績額の差額を高騰分とみなし、給付金を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 電気代：1,169,612円（4年度）-364,562円（3年度）=805,050円≒805,000円 ガス代：2,105,663円（4年度）-2,011,115円（3年度）=94,548円≒94,000円 計899,000円 ④久喜市高齢者福祉センター	○	－	－	R5.7	R6.3	原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者福祉センターの事業者（社会福祉法人幸竹会）に対し、給付金を給付することで、事業継続及び経営の安定を図る。 対象事業者：1法人（1施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
20	R5_補正	推奨事業	○	○	○	偕楽荘管理運営事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」である養護老人ホームの物価高騰分に対応する支援であるため。	5,488	5,488	5,488						0	①エネルギー価格高騰の影響を受けている養護老人ホームを運営する事業者に対し、光熱費の高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②給付金 ③令和3年度と令和4年度における光熱費の実績額の差額を高騰分とみなし、給付金を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 電気代：9,999,641円（4年度）-7,381,206円（3年度）=2,618,435円≒2,618,000円 ガス代：7,642,531円（4年度）-4,772,250円（3年度）=2,870,281円≒2,870,000円 計5,488,000円 ④市の施設管理事業者（偕楽荘）	○	－	－	R5.7	R6.3	原油価格・物価高騰の影響を受けている養護老人ホームの施設管理事業者に対し、給付金を給付することで、事業継続及び経営の安定を図る。 対象事業者：1法人（1施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	介護サービス事業所・施設等			R5補正（地）
21	R5_補正	推奨事業	○	○	○	私立保育所等補助事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		13,141	11,974	11,974						1,167	①物価高騰の影響を受けている保育所等に対し、光熱費高騰相当分について給付金を支給することで、運営事業者の支援を図ることを目的とする。 ②給付金 ③3,400円（単価/児童1人）×対象児童数3,865人＝13,141,000円 【その他の財源の積算】 高圧電力2,500円×406人＝1,015,000円・・・① 都市ガス470円×2,491人＝1,170,770円・・・② LPガス140円×1,317人-2,500円×14施設＝149,380円・・・③ （①+②+③）×1/2＝1,167,575円（県補助1/2） ④管内私立特定教育・保育施設等（計37施設）	－	－	－	R5.7	R6.3	保育所等に対し、下記給付金を支給することで、事業者の安定的な運営を支援する。 3,400円（単価/児童1人）×対象児童数3,865人＝13,141,000円 対象施設：26事業者（37施設）	事業者に対しては、本交付金を活用した事業であることを通知、市ホームページ	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5補正（地）
22	R5_補正	推奨事業	○	○	○	放課後児童健全育成事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		1,422	1,403	1,403						19	①物価高騰の影響を受けている放課後児童クラブに対し、光熱費高騰相当分について給付金を支給することで、運営事業者の支援を図ることを目的とする。 ②給付金 ③1,000円（単価/児童1人）×対象児童数1,422人＝1,422,000円 【その他の財源の積算】 都市ガス120円×325人×1/2＝19,500円（県補助1/2） ④市内放課後児童クラブ（民営）（計22施設）	－	－	－	R5.7	R6.3	放課後児童クラブに対し、下記給付金を支給することで、事業者の安定的な運営を支援する。 1,000円（単価/児童1人）×対象児童数1,422人＝1,422,000円 対象施設：5事業者（22クラブ）	事業者に対しては、本交付金を活用した事業であることを通知、市ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
23	R5_補正	推奨事業	○	○	○	のぞみ園管理運営事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」であるのぞみ園の物価高騰分に対応する支援であるため。	87	87	87						0	①物価高騰の影響を受けている施設運営の負担を軽減するため給付金を給付する。 ②給付金 ③令和4年度と令和3年度の光熱費の実績額の差額を給付する（経費ごとに千円未満切捨て）。 電気代：430,051円（R4）-342,101円（R3）≒87,000円 ガス代：21,756円（R4）-22,947円（R3）＝-1,191円→0円 ④市の施設管理事業者（1施設）	○	－	－	R5.7	R6.3	施設で使用する電気及びガスの料金高騰対応分として、給付金を給付することにより、施設管理事業者の経済的な負担軽減につなげる。 対象事業者：1事業者（1施設）	対象事業者に周知、市ホームページ	障害福祉サービス事業所・施設等			R5補正（地）
24	R5_補正	推奨事業	○	○	○	商店街活性化補助事業（街路灯LED化補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		66,400	66,400	66,400						0	①エネルギー価格高騰の影響を受けている市内商店街団体に対し、久喜市商店街街路灯LED化改修事業補助金を交付することで、商店街団体の負担緩和等を図る。 ②補助金 ③ ア　街路灯の灯具及び支柱の改修 上限400千円/1基×107基＝42,800千円 イ　街路灯の灯具の改修 上限200千円/1基×118基＝23,600千円 ④市内商店街団体	－	－	－	R5.7	R6.3	商店街団体の実施する街路灯LED化改修に補助金を交付することで、商店街団体の経済的負担緩和や省エネルギーに係る取組について支援する。 対象基数：225基 （内訳（見込み）：灯具及び支柱107基、灯具のみ118基）	商店街団体を個別訪問、市ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
25	R5_補正	推奨事業	○	○	○	私立幼稚園補助事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		544	544	544						0	①物価高騰により影響を受けている幼児教育施設（幼稚園）を運営する事業者に対し、光熱費（電気代）高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②補助金 ③1人当たりの補助単価3,400円に対象となる幼稚園定員数を乗じて積算 施設　定員数160人×3,400円=544,000円 ④市内私立幼稚園　1園	－	－	－	R5.7	R6.3	対象となる施設（幼稚園）に補助金を交付することで、施設等利用料の値上げなどにより保護者に影響が出ないよう事業者の負担軽減を図る。 対象施設：私立幼稚園1園	対象施設に対し、資料を郵送、市ホームページ	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5補正（地）
26	R5_補正	推奨事業	○	○	○	図書館管理運営事業（光熱費補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」である図書館の物価高騰分に対応する支援であるため。	6,673	6,673	6,673						0	①エネルギー価格高騰の影響を受けている図書館を運営する事業者に対し、光熱費の高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②給付金 ③令和4年度と令和3年度の電気料金実績額の差額 令和4年度-令和3年度＝16,593,112-9,919,361＝6,673,751円≒6,673千円 ④市の施設管理事業者（久喜市立中央図書館、久喜市立菖蒲図書館、久喜市立栗橋文化会館図書室、久喜市立鷲宮図書館）	○	－	－	R5.7	R6.3	対象となっている図書館運営事業者に対し、光熱費の高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 対象事業者：1事業者（4施設）	対象事業者に文書にて周知、市ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
27	R5_補正	推奨事業	○	○	○	交通事業者事業継続支援事業（貸切バス事業者支援）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援		1,427	1,427	1,427						0	①物価高騰等の影響を受ける一般貸切旅客自動車運送事業者の事業継続を支援する。 ②事業継続のために必要な経費 ③一般貸切旅客運送事業者（3社） Ⓐ 中型車補助単価80,720円×1台＋補助単価69,240円×小型車2台＝219,200円 Ⓑ 小型車69,240円×3台＝207,720円 Ⓒ 大型車94,960円×13台＋中型車80,720円×2台＋小型車69,240円×5台＝1,742,120円→上限1,000,000円 ④一般社団法人埼玉県バス協会の会員で、市内に主たる営業所がある貸切バス事業者　3社	○	－	－	R6.1	R6.3	2月上旬までに申請を受け付け、3社計26台分の支援を行う。	市ホームページ	運輸交通・物流・観光事業者			R5補正（地）
28	R5_補正	推奨事業	○	○	○	地域活動支援センター事業（食材費高騰分補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		18	18	18						0	①食材費等の物価高騰が続く中で、利用者に食事を提供している地域活動支援センター運営事業者に給付金を給付することにより、施設の安定的な運営を支援する。 ②地域活動支援センターの食事提供費 ③給付金額 R4年度とR5年度の１食あたりの食事提供費の差額　20円 対象期間の食事提供見込数 （4～10月の食事提供数2,013食÷7か月分）×3か月分（1～3月分）＝862食 20円×862食＝17,240円　≒予算額18,000円 ④市内の地域活動支援センター運営事業者	○	－	－	R6.1	R6.3	食材費等の物価高騰の影響を受けている市内の地域活動支援センターの運営事業者に対し、給付金を給付することで事業運営の継続を支援する。 対象事業者：１法人（1施設）	市ホームページ	障害福祉サービス事業所・施設等			R5補正（地）
29	R5_補正	推奨事業	○	○	○	偕楽荘管理運営事業（食材費高騰分補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	本事業は、「直接住民の用に供する施設」である養護老人ホームの物価高騰分に対応する支援であるため。	98	98	98						0	①食材費等の物価高騰が、久喜市偕楽荘における養護老人ホーム事業に甚大な影響を与えていることを踏まえ、久喜市偕楽荘の指定業者に久喜市偕楽荘食材費高騰対策給付金を給付し、事業運営の継続を支援する。 ②給付金 ③91日（1月～3月）×36人（入所者数）×30円／日・人＝98,280円≒98,000円（千円未満切捨て） ④久喜市偕楽荘条例により市長の指定を受けた事業者	○	－	－	R6.1	R6.3	食材費等の物価高騰の影響を受けている久喜市偕楽荘の施設管理事業者に対し、給付金を給付することで事業運営の継続を支援する。 対象事業者：1法人（1施設）	対象事業者に周知	介護サービス事業所・施設等			R5補正（地）
30	R5_補正	推奨事業	○	○	○	私立保育所等補助事業（賄材料費高騰分補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		5,798	5,798	5,798						0	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている保育所等に対し、給食費高騰相当分について給付金を支給することで、運営事業者の支援を図ることを目的とする。 ②給付金 ③500円（単価/児童1人）×対象児童数3,865人×3カ月＝5,797,500円 ④管内私立特定教育・保育施設等（計37施設）	－	－	－	R6.1	R6.3	保育所等に対し、下記給付金を支給することで、事業者の安定的な運営を支援する。500円（単価/児童1人）×対象児童数3,865人×3カ月＝5,797,500円 対象施設：26事業者（37施設）	事業主に対しては、本交付金を活用した事業であることを通知、市ホームページ	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5補正（地）
31	R5_補正	推奨事業	○	○	○	キャッシュレス決済ポイント還元事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	③消費下支え等を通じた生活者支援		87,658	87,658	87,658						0	①PayPayを活用したポイント還元事業を実施することで、物価高騰の影響を受けている市内事業者への支援及び地域活性化を図る。 ②ポイント還元事務に要する経費 ③ 消耗品費（インクロール紙等）　305千円 ポイント還元業務委託料　還元費用80,000千円+手数料等6,360千円＝86,360千円 人材派遣業務委託料　2,000円×8時間×14日間×2名×1.1＝492,800円→493千円 チラシ作成等業務委託料　新聞折込3.4円×38,000部×1.1+印刷代357,000円＝499,120円→500千円 ④市民、市内商店等	－	－	－	R6.1	R6.3	PayPayを活用したポイント還元事業を実施することで、物価高騰等の影響を受けている市内事業者への支援及び地域活性化を図る。 対象事業者　約800事業者 利用する市民等　約26,600人 （80,000,000P÷3,000P/1人）	ホームページ、広報紙、チラシの新聞折込	対象分野に関連しない			R5補正（地）
32	R5_補正	推奨事業	○	○	○	私立幼稚園補助事業（賄材料費高騰分補助）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		113	113	113						0	①食材の価格高騰に伴う保護者負担の増を抑制するため私立幼稚園に対し、食材料費高騰相当額を給付することで、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②給付金 ③1人当たりの補助単価500円に対象となる基準日に在籍する園児数と対象期間である3か月を乗じて積算 施設　定員数75人×500円×3か月=112,500円→113千円 ④市内私立幼稚園　1園	－	－	－	R6.1	R6.3	対象幼稚園に対し令和6年3月までに給付する。	対象施設に対し、資料を郵送	保育所・幼稚園・認定こども園等			R5補正（地）
33	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食運営事業（給食費無償化）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		134,715	134,715	134,715						0	①令和6年1月から令和6年3月までの間、学校給食費を無償とすることで、物価高騰による小中学校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。 ②令和6年1月から令和6年3月までの学校給食費 ③小学生：月額4,150円×6,702人×3か月＝83,439,900円 中学生：月額4,960円×3,481人×3か月＝51,797,280円 上記計135,237,180円－学校給食費相当額補助金523,000円 ＝134,714,180円≒134,715,000円 ④市立小中学校児童生徒の保護者	－	－	－	R6.1	R6.3	市立小・中学校に在籍する児童生徒（10,183人）に係る学校給食費（令和6年1月から令和6年3月まで）を無償とすることで、保護者へ経済的な支援を行う。	市立小中学校児童生徒の保護者へ周知するほか、市ホームページや広報紙に掲載する。	給食			R5補正（地）

	No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることがひかる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R5補正予算分 （交付限度額①） （推奨事業メニュー分）	B 2 国の R5補正予算分 （交付限度額②） （低所得世帯支援枠分） 給付費	B 2 国の R5補正予算分 （交付限度額②） （低所得世帯支援枠分） 事務費	B 3 国の R5予備費 （交付限度額④） （給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	B 3 国の R5予備費 （交付限度額④） （給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	B 4 国の R5予備費 （交付限度額⑤） （給付支援サービス分）	C その他 （一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1 （重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
	34	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食費補助事業	1．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		523	523	523						○	①今和6年1月から令和6年3月までの間、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食できない小中学校児童生徒の保護者に学校給食費相当額を補助することで、物価高騰による経済的負担の軽減を図る。 ②学校給食費相当額補助金 ③(1)給食全停止者分 小学校 243円/日×5人×49日＝107,163円 中学校 295円/日×3人×44日＝38,940円 (2)冬休み停止者分 小学校 98円/日×61人×49日＝173,362円 中学校 98円/日×33人×43日＝82,302円 (3)年末以外全停止者 小学校 185円/日×10人×49日＝90,650円 中学校 237円/日×3人×43日＝30,573円 計522,990円≒523,000円 ④食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食できない市立小中学校児童生徒の保護者	―	―	―	R6.1	R6.3	市立小・中学校に在籍し、食物アレルギー等の理由で学校給食を喫食できない児童生徒（対象者119人）の学校給食費相当額（令和6年1月から令和6年3月まで）を補助することで、保護者へ経済的な支援を行う。	市立小中学校児童生徒の保護者へ周知するほか、市ホームページや広報紙に掲載する。	給食			R5補正（地）